

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成30年12月17日(月)
午後1時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第118号 平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について(国保)
- 2 議案第120号 平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について(国保)
- 3 議案第119号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第3回)について(高齢)
- 4 議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について(環境)
- 5 閉会中の継続調査事項について

山口県内火葬場 料金一覧表 (下関市訂正後)

H30.10.1現在

県内市	市外利用者料金				市内利用者料金				待合室料・式場料等
	大人	子供	胎児	胞衣等	大人	子供	胎児	胞衣等	
山陽小野田市	35,000	25,000	18,000	7,000	5,000	3,500	2,500	1,000	上段は、H31.7.1適用案 2斎場 待合室料なし
	30,000	21,000	15,000	6,000	4,000	700	500	200	
下関市	49,000	35,900	17,900	7,900	9,000	0	0	400	H30.4.1改正 6斎場のうち、 大谷斎場…2時間 5,230円 等あり
	48,000	35,200	17,600	7,900	6,000	0	0	400	
宇部市	30,000	15,000	9,000	6,000	5,000	2,500	1,500	1,000	1斎場 待合室料なし
美祢市	30,000	20,000	5,000	5,000	3,000	2,000	2,000	2,000	1斎場 待合室料なし
長門市	30,000	20,000	10,000	5,000	3,000	2,000	1,000	1,000	4斎場 待合室料なし
萩市	30,860	24,680	12,340	6,480	5,150	4,110	2,060	1,080	4斎場、やすらぎ苑…3時間 2,160円 等あり 式場 13,820円
山口市	30,000	20,000	5,000	3,000	0	0	0	0	4斎場のうち 仁保斎場…2時間 3,240円 徳地斎場…2時間 1,740円 嘉川斎場…2時間 3,240円 等あり 葬祭 21,600円
防府市	35,000	25,000	12,000	3,000	0	0	0	1,500	2斎場ともに2時間 3,000円 等あり 式場 30,800円
周南市	36,000	20,000	8,000	3,240	0	0	0	0	3斎場 待合室料なし 通夜 10,080円、葬儀 21,600円
下松市	36,000	20,000	8,000	3,240	0	0	0	0	1斎場 御屋敷山斎場 待合室料なし
光市	36,000	20,000	8,000	3,240	0	0	0	0	
柳井市	30,000	24,000	7,500	3,000	10,000	8,000	2,500	1,000	2斎場のうち 柳井市斎苑…2時間 3,240円 大畠斎場 …待合室通夜 5,400円 通夜 10,800円、式場 16,200円
岩国市	16,000	10,000	10,000	4,110	5,000	3,000	3,000	2,050	7斎場 待合室料なし 通夜 14,380円、告別 20,560円

※ 待合室以外にも、葬祭場や霊安室、多目的室などの使用料を設定している施設あり

山口県内斎場条例等減免条文抜粋一覧

市名	条 例	規 則
山陽小野田市	第8条第2項 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減額し、又は免除することができる。	第6条 条例第8条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、斎場使用料免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
下関市	第5条第2項 前項の使用料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。	第4条 条例第5条第2項に規定する市長が特に必要と認めるときは、次に掲げる者が使用するときとする。 (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける者のために斎場を使用する者 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者及びこれに準じる生活困窮者 (3) 死亡した外国人である貴賓等のために斎場を使用する者で、市長が特別の事情があると認めるもの (4) 前3号に定めるもののほか市長が斎場の使用料を減免することが適当であると認める者
宇部市	第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減免することができる。 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定に基づく被保護者であるとき。 二 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の適用を受ける遺体を取り扱うとき。 三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている者であるとき。 四 前三号に定めるもののほか、市長において必要があると認めるとき。	第3条 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。
山口市	第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第8条 条例第7条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 行旅死亡人のために利用するとき 免除 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める額の減額 2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、斎場使用料減免申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、利用許可申請書と同時に市長に提出しなければならない。
萩市	第9条 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減額し、又は免除することができる。	第3条 条例第9条の規定により使用料を減額又は免除する場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減額又は免除するものとする。 (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける死亡人で引受人のない場合 全額 (2) 本市内に住居を有する者で生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている場合 全額 (3) その他市長が特に必要があると認める場合 全額又は使用料に2分の1を乗じて得た額
防府市	第6条 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減額し、又は免除することができる。	第8条 条例第六条の規定による使用料の減免率は、別表のとおりとする。 2 条例第六条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請書を提出する場合において、当該利用許可申請書にその旨を記載し、関係書類を添付するものとする。
岩国市	第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第7条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによる。 (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける死亡人で、引取人のないとき。 (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。 2 使用料の減免又は還付を受けようとする者は、斎場使用料減免・還付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
長門市	第6条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。	第8条 条例第6条に規定する使用料の減免は、次に定めるところによる。 (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第1条の適用を受ける死亡者のために斎場を使用する者 全額免除 (2) その他市長が使用料を減免することが適当であると認める者 市長が定める額の免除

柳井市	<p>第6条</p> <p>市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 本市の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者の葬儀を営むとき。</p> <p>(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける死亡人で、引取人のないとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>第6条</p> <p>条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、柳井市斎場使用料減免申請書(別記第5号様式)にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して提出し、市長の承認を受けなければならない。ない。</p>
美祢市	<p>第8条</p> <p>市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第4条</p> <p>条例第8条の規定により使用料の減免をする場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の適用を受ける死亡人で引受人のない場合 全額</p> <p>(2) 市内に住居を有する者で生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている場合 全額</p> <p>(3) 死亡者が福祉施設等への入所により市外に居住していた場合(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2、介護保険法(平成9年法律第123号)第13条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条に規定する者) 条例別表の市内住民の欄に定める額</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 全額又は使用料に2分の1を乗じて得た額</p>
周南市	<p>第7条第2項</p> <p>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。ただし、ペット火葬施設の使用料については、減額又は免除することはできない。</p>	<p>第5条第2項</p> <p>条例第7条第2項の規定により使用料を減額又は免除する場合においては、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減額又は免除するものとする。</p> <p>(1) 行旅死亡人のために使用する場合 全額</p> <p>(2) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める額</p>

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・火葬場整備事業に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・市民活動に関すること。 ・急患診療に関すること。 	平成31年 3月定例会 前日まで継 続して閉会 中調査する。